

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（持込禁制品の一部見直しに伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(手回り品及び持込禁制品)	(手回り品及び持込禁制品)
第 307 条 旅客は、第 308 条又は第 309 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。	第 307 条 旅客は、第 308 条又は第 309 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。
(1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの	(1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
(2) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）	(2) <u>刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)</u> (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
(3) 死体	(4) 死体
(4) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 309 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）	(5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 309 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
(5) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの	(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
(6) 車両を破損するおそれがあるもの	(7) 車両を破損するおそれがあるもの
(注) 別表第 4 号に定める適用除外の物品及び第 2 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。	(注) 別表第 4 号に定める適用除外の物品及び第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。
2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。	2 旅客が、手回り品中に危険品 <u>又は前項ただし書第 2 号の規定による物品</u> を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
(中略)	(中略)
(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)	(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)
第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次	第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次

現行	改正
<p>の各号により東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 2 号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p> <p>(1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 <u>5</u> 号までの規定による物品を持ち込んだとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)</p> <p>第 313 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 <u>5</u> 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>の各号により東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 2 号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p> <p>(1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 <u>6</u> 号までの規定による物品を持ち込んだとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)</p> <p>第 313 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 <u>6</u> 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。